

入校確認承諾書

当校へご入学されるにあたり、入校申込書に記載のない下記の事項についてのご確認とご承諾をお願いしておりますので、ご面倒をおかけしますが入校確認承諾書（自動車学校控）に日付記入・ご署名・ご捺印の上、教習開始までにご持参頂きます様宜しくお願い申し上げます。
また未成年者のご入学の際には、親権者の方の同意が必要となりますので重ねてお願い申し上げます。

《 運転免許に関する法律 》

- 過去に免許の取消・無免許運転等の道路交通法違反や交通事故を起こした事がある場合は、卒業検定に合格し、当校を卒業しても免許証の交付を拒否または保留されることがあります。
- 身体に障害があり、これを申し出ないで教習を開始された場合、教習が無効になることがあります。当校は一切その責任を負う事が出来ませんのでご了承下さい。

《 入校時の誓約 》

- 入校した際には、教習生として教習業務関係法令及び埼玉自動車学校（以下、学校という）の「教習の進め方・受講の仕方」等のルールを守って教習を行うとともに、教習等に関して職員の指示に従います。
- この確認事項に反して風紀秩序を乱し、学校及び他のお客様に迷惑のかかる行為をした場合、退校等の処分を受けても異議申し立て致しません。
- 自動車・原付で通学する際は、シートベルト・ヘルメット等を着用し、騒音を立てずに道路交通法を守って安全運転致します。これに反し、自動車等による通学を禁止されても異議申し立て致しません。
- 天災・地変・交通災害やむを得ない事情により、休校及び教習の中止または繰延べ等な場合は学校の指示に従い、異議申し立て致しません。
- 入校確認・教習中の事故により負傷等した場合、当校加入の自動車保険に定める範囲内で賠償する事に対し、異議申し立て致しません。
- 説明会・仮免試験合格時に案内された期限を守り、教習・検定を受けます。万が一期限が切れた場合、異議申し立て致しません。

《 料金払い戻し等規定 》

- 既に教習を受けた料金・手数料については、返金の請求や異議申し立てには応じられません。
- 法令の改正または料金の改定があった場合、予告なしに料金変更を行う場合があります。
- 適性検査の結果は、診断後に窓口にて必ずお受け取り下さい。お受け取りにこれならない場合、診断日より1年以上経過した結果は当校で責任を持って破棄させて頂きます。その際、料金の返金は致しません。
- 途中解約（退校）につきましては、当校規定の途中解約の場合の料金払戻規定により、入学金・教本代・教習等受講済料金を差し引きご清算させて頂きます。
- 教習受講前の退校につきましては、その他の解約手数料として5,400円頂きます。また入校後、教習を開始せず1年以上経過した場合は、事務手続きの関係から料金の返金は致しません。
- 期限切れによる退校は、原則として1ヵ月以内に退校手続きを行ってください。
- 運転免許ローンをご利用の方は、ローン会社指定の清算方法となります。
- 期限切れ回避の為の仮免許再入学につきましては、入学金を別途10,800円承ります。さらに期限が切迫しており技能予約を当校に委ねる場合は、別途予約手数料10,800円を仮免許再入学時にお支払い願います。
- 一度ご入金頂いた前受金につきましては、原則として卒業・退校時のご清算となります。



----- 切り取り線 -----

入校確認承諾書（自動車学校控）

埼玉自動車学校 管理者殿

以上確認の上、署名・捺印し申し込み致します。

平成 年 月 日

申込者 印

未成年

親権者 印

申込者との関係

※ 同意者直筆でお願い致します。

お子様のいらっしゃる方はご記入下さい。

- ・今現在、妊娠されていますか はい いいえ

- ・託児室はご利用されますか はい いいえ
- ご利用されるお子様の年齢・人数 () 人
() 才 () 才 () 才

※ 1歳未満のお子様はお預かりできません。

自動車学校記入欄

入校日 平成 年 月 日

教習生番号